

# 令和4年第3回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 4年 3月18日 (金)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 4年 2月28日		
2	招集の期日	令和 4年 3月18日		
3	会 期	令和 4年 3月18日から 令和 4年 3月18日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	3 名		
6	欠席委員氏名	森 谷 和 洋		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	9 件	9 件	0 件	0 件
	計			
	9 件	9 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和4年教育委員会第2回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第2号	修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領の制定について
議案第3号	学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン（第2期）」（案）について
議案第4号	学校運営協議会委員の任命について
議案第5号	湧別町学校医等の任命について
議案第6号	湧別町教育アドバイザーの任命について
議案第7号	令和4年度準要保護児童生徒の認定について
議案第8号	校長・教頭の任免の内申について

承認第1号

令和4年教育委員会第2回定例会会議録の承認について

記

署名委員 喜多友美氏より報告

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

## 議案第 1 号

湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱（平成 22 年教育委員会告示第 11 号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

### 記

別紙のとおり

令和 4 年 3 月 18 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

特別支援教育支援員の配置申請に伴う添付書類の変更及び、要綱内の通常学級、特別支援教育コーディネーターに係る文言を整理することから、本要綱を改正するものである。

湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱

湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱（平成22年教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など、特別な教育的支援を要する児童生徒（以下「要支援児童生徒」という。）が通常学級に在籍する湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に一定の期間において特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を当該要支援児童生徒が在籍する通常学級に配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員（担任）を支援することにより、当該学級及び学校の運営を円滑にすることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配置対象学校)</p> <p>第2条 支援員を配置する学校は、次に掲げる要件を全て満たす学校とする。</p> <p>(1) 要支援児童生徒が<u>通常</u>学級に在籍していること。</p> <p>(2) 要支援児童生徒が<u>通常</u>学級に在籍することにより、学校運営上特別な教育的支援が極めて必要な状況が発生し、支援員を当該学級に配置することにより、課題解決を図ることができる学校であること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など、特別な教育的支援を要する児童生徒（以下「要支援児童生徒」という。）が通常学級に在籍する湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に一定の期間において特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を当該要支援児童生徒が在籍する通常学級（以下「学級」という。）に配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員（担任）を支援することにより、当該学級及び学校の運営を円滑にすることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配置対象学校)</p> <p>第2条 支援員を配置する学校は、次に掲げる要件を全て満たす学校とする。</p> <p>(1) 要支援児童生徒が<u>普通</u>学級に在籍していること。</p> <p>(2) 要支援児童生徒が<u>普通</u>学級に在籍することにより、学校運営上特別な教育的支援が極めて必要な状況が発生し、支援員を当該学級に配置することにより、課題解決を図ることができる学校であること。</p> <p>(3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第4条 支援員は、学校長の指導、監督のもと、<u>教頭、特別支援教育</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 支援員は、学校長の指導、監督のもと、<u>教頭、特別支援コー</u></p>
<p><u>コーディネーター</u>及び担任教師と連携を図り、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(配置申請及び決定)</p>	<p><u>ディネーター</u>及び担任教師と連携を図り、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(配置申請及び決定)</p>
<p>第5条 学校長は第2条の規定に該当し、支援員の配置が必要であると判断した場合は、特別支援教育支援員配置申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。この場合において、学校長は要支援児童生徒の保護者から意見を聴取しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 医師の診断書(写し) <u>又は、特別支援教育コーディネーター等が作成した教育相談カード(各検査で定める検査実施者の基準を満たした者が行った知能検査や発達検査等、客観的な検査結果が記載されているものとする。)</u></p>	<p>第5条 学校長は第2条の規定に該当し、支援員の配置が必要であると判断した場合は、特別支援教育支援員配置申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。この場合において、学校長は要支援児童生徒の保護者から意見を聴取しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 医師の診断書(写し)</p>
<p>2 教育委員会は、前項に規定する申請があったときは、当該学校の運営状況及び当該児童生徒の状態を勘案し、特別支援教育支援員配置決定通知書(様式第3号)により、校長に通知するものとする。この場合において教育委員会は次に掲げる手続きを経なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校長及び担任、<u>特別支援教育コーディネーターとの協議</u></p>	<p>2 教育委員会は、前項に規定する申請があったときは、当該学校の運営状況及び当該児童生徒の状態を勘案し、特別支援教育支援員配置決定通知書(様式第3号)により、校長に通知するものとする。この場合において教育委員会は次に掲げる手続きを経なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校長及び担任、<u>特別支援コーディネーターとの協議</u></p>

改正後

改正前

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

湧別町教育委員会教育長 様

学校名  
校長名

特別支援教育支援員配置申請書  
このことについて、下記のとおり申請します。  
記

1 要支援児童生徒氏名

学年	学級	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)

2 要支援児童生徒の実態

- (1) 授業中の児童生徒の様子
- (2) 生活場面における児童生徒の様子
- (3) 担任の状況
- (4) 保護者の状況

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

湧別町教育委員会教育長 様

学校名  
校長名

特別支援教育支援員配置申請書  
このことについて、下記のとおり申請します。  
記

1 要支援児童生徒氏名

学年	学級	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)

2 要支援児童生徒の実態

- (1) 授業中の児童生徒の様子
- (2) 生活場面における児童生徒の様子
- (3) 担任の状況
- (4) 保護者の状況

改正後	改正前
3 これまでの学級・学校の取組 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	3 これまでの学級・学校の取組 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
4 特別支援教育支援員の活用計画 (1) 特別支援教育支援員の役割 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> (2) 特別支援教育コーディネーターの役割・校内支援体制 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	4 特別支援教育支援員の活用計画 (1) 特別支援教育支援員の役割 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> (2) 特別支援教育コーディネーターの役割・校内支援体制 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
<p>※ この様式は要支援児童生徒毎に作成すること。</p> <p>※ 「支援員の役割」は、どのように支援員を活用し、要支援児童生徒の状態を改善するのかを具体的に記入すること。</p> <p>※ 「コーディネーター」の役割・校内支援体制では、コーディネーターを中心にどのように支援員との連携を図り、校内の支援体制を充実させていくかを記入すること。</p> <p>※ 添付書類 保護者の同意書(写し)、要支援児童生徒の「個別の指導計画」(写し)、医師の診断書(写し)又は、<u>特別支援教育コーディネーター等が作成した教育相談カード(各検査で定める検査実施者の基準を満たした者が行った知能検査や発達検査等、客観的な検査結果が記載されているものとする。)</u></p>	<p>※ この様式は要支援児童生徒毎に作成すること。</p> <p>※ 「支援員の役割」は、どのように支援員を活用し、要支援児童生徒の状態を改善するのかを具体的に記入すること。</p> <p>※ 「コーディネーター」の役割・校内支援体制では、コーディネーターを中心にどのように支援員との連携を図り、校内の支援体制を充実させていくかを記入すること。</p> <p>※ 添付書類 保護者の同意書(写し)、要支援児童生徒の「個別の指導計画」(写し)、医師の診断書(写し)</p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する要領の制定について

修学旅行の引率業務等に従事する湧別町立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領（平成 22 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を改正する要領を次のように制定する。

### 記

別紙のとおり

令和 4 年 3 月 18 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部改正が行われたことから、これに準じ本要領を改正するものである。

## 議案第3号

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン（第2期）」（案）について

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン（第2期）」（案）を次のとおり策定する。

### 記

別冊のとおり

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

平成31年3月に策定した「学校における働き方改革『湧別町アクション・プラン』」が令和3年度末を持って取組期間満了となるため、新たに「湧別町アクション・プラン（第2期）」（案）を策定するものである。

議案第4号

学校運営協議会委員の任命について

湧別町学校運営協議会委員の任命について、湧別町教育委員会行政組織規則第6条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求める。

記

- 1 湧別町立湧別小学校・湧別中学校運営協議会委員候補者名簿 別紙のとおり
- 2 任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

任期満了により新たに委員を任命しようとするものである。

議案第 4 号説明資料

○湧別町立湧別小学校・湧別中学校 学校運営協議会委員

	氏 名	勤務先・職名等	性 別	年 齢	区 分
1	小松 初恵	主婦	女	6 2	2
2	平形 康浩	漁業	男	4 8	1
3	石垣 誠一	漁業	男	7 2	2
4	遠藤 賢治	会社員	男	5 2	1
5	工藤 健	漁業	男	5 1	2
6	勝本 芳孝	酪農業	男	4 9	3
7	佐藤 克海	漁業	男	6 2	2
8	久保 直之	酪農業	男	6 2	2
9	兼田 美妃	自営業	女	5 0	2
1 0	秋山 康則	湧別小学校 校長	男	5 1	4
1 1	若松 征一	湧別小学校 教頭	男	5 2	4
1 2	杉山 英司	湧別中学校 校長	男	4 9	4
1 3	豊原 隆之	湧別中学校 教頭	男	4 6	4

規則第 4 条第 1 項に定める委員の区分

- 1 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2 対象学校の所在する地域の住民
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 対象学校の校長その他の教職員
- 5 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者
- 6 学識経験者
- 7 関係行政機関の職員
- 8 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

議案第5号

湧別町学校医等の任命について

湧別町学校医等の設置に関する条例（平成21年条例第88号）第3条の規定に基づき、次の者を学校医等に任命する。

記

別紙のとおり

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和4年3月31日で、学校医等の任期が満了となるため、後任者を任命しようとするものである。

令和4年度湧別町学校医等名簿

区 分	氏 名
学 校 医	澁 谷 努
	桂 敦 史
学 校 歯 科 医	竹 林 秀 人
	佐々木 正 知
	西 川 輝 雄
学 校 薬 剤 師	酒 井 卓 子
	澁 谷 頼 子

任 期 自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

議案第6号

湧別町教育アドバイザーの任命について

湧別町教育アドバイザー設置条例（平成21年条例第93号）第4条の規定に基づき、次の者を教育アドバイザーに任命する。

記

住 所	氏 名	生年月日	任 期	備考
湧別町東	可児 幹博	昭和36年3月26日	自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日	
北見市川東	高岸 泉美	昭和32年10月31日	自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日	

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和4年3月31日で、教育アドバイザーの任期が満了となるため、後任者を任命しようとするものである。

議案第6号説明資料

履 歴 書

現住所 湧別町東41-11  
氏名 可児幹博  
生年月日 昭和36年3月26日生(60歳)

履 歴 事 項

学 歴	昭和54年 3月	北海道斜里高等学校卒業	
	昭和59年 3月	東洋大学経済学部卒業	
	昭和60年 3月	玉川大学教育学部(通信課程)修了	
職 歴	昭和60年 4月～平成 4年 3月	紋別市立渚滑中学校	教諭
	平成 4年 4月～平成12年 3月	網走市立第三中学校	教諭
	平成12年 4月～平成15年 3月	遠軽町立遠軽中学校	教諭
	平成15年 4月～平成19年 3月	湧別町立湖陵中学校	教頭
	平成19年 4月～平成22年 3月	北見市立留辺蘂中学校	教頭
	平成22年 4月～平成26年 3月	遠軽町立安国中学校	校長
	平成26年 4月～平成29年 3月	津別町立津別中学校	校長
	平成29年 4月～令和 3年 3月	紋別市立紋別中学校	校長
	令和 3年 4月～ 現 在	湧別町教育アドバイザー	

議案第6号説明資料

履 歴 書

現住所 北見市川東56番地53  
 氏名 高岸泉美  
 生年月日 昭和32年10月31日生(64歳)

履 歴 事 項

学 歴	昭和51年	3月	北海道網走南ヶ丘高等学校卒業		
	昭和55年	3月	北海道教育大学教育学部釧路分校卒業		
職 歴	昭和55年	4月～昭和59年	3月	西興部村立西興部中学校	教諭
	昭和59年	4月～平成4年	3月	北見市立東陵中学校	教諭
	平成4年	4月～平成11年	3月	佐呂間町立若佐中学校	教諭
	平成11年	4月～平成14年	3月	斜里町立ウトロ中学校	教頭
	平成14年	4月～平成16年	3月	佐呂間町立佐呂間中学校	教頭
	平成16年	4月～平成19年	3月	紋別市立紋別中学校	教頭
	平成19年	4月～平成23年	3月	北見市立相内中学校	教頭
	平成23年	4月～平成25年	3月	置戸町立置戸中学校	教頭
	平成25年	4月～平成26年	3月	津別町立活汲中学校	校長
	平成26年	4月～平成27年	3月	津別町立活汲小学校	校長
	平成27年	4月～平成30年	3月	網走市立第四中学校	校長
	平成30年	4月～現	在	湧別町教育アドバイザー	

議案第7号

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

令和4年度準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。

議案第8号

校長・教頭の任免の内申について

小・中・義務教育学校長及び教頭の任免について、次のとおり内申する。

記

- 1 任免内申書 別紙のとおり
- 2 発令年月日 令和4年4月1日

令和4年3月18日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

校長及び教頭の人事異動を行うため、内申しようとするものである。